

年季契約奉公人再考

——メリーランド植民地における転形と社会的流動性——

和田光弘

はじめに

英領北米植民地最大のステイブルたるタバコを産し、ヴァージニアとともに「タバコ植民地」の名をほしいままにしたメリーランド植民地。この植民地に入植した初期の強制労働力¹⁾年季契約奉公人については、かつて拙稿でその歴史的動向を論じ、黒人奴隸への労働力転換の原因を考察した²⁾。その際、紙幅の関係で、年季契約奉公人の転形の実態や、土地財産の獲得を通じての社会的流動性の状況に関する簡単な触れるに止めざるを得なかった。そこで本稿ではこれら諸点について、その後新たに入手した史料等も交えつつ再訪・再考し、より明瞭な像の提示を試みたい。

一 入植と転形

旧世界から新大陸の英領植民地に渡った白人の移民は、自由移民、

表1 13植民地への移民数の推計(1607-1775年)

	人	%
自由移民	217,900	46.1
年季契約奉公人	200,200	42.4
流刑囚	54,500	11.5
計	472,600	100.0
奴隸	311,600	—

Aaron S. Fogelman, "From Slaves, Convicts, and Servants to Free Passengers: The Transformation of Immigration in the Era of the American Revolution," *JAH* 85 (1998): 44より作成。

年季契約奉公人、流刑囚の三種類に大別されるが、その規模はどの程度だったのか。一七世紀初頭から独立前夜までの「三植民地」を対象とした最新の推計が表1である。年季契約奉公人の多さには改めて驚かされるが、カリブ海の西インド植民地のデータを加えるならば、その割合はさらに大きくなる。その他、同じ不自由移民たる流刑囚や黒人奴隸などの数値も含めると、大西洋を渡った人々の多くは、何らかの形で自由を束縛されていたといつても過言ではない。

それでは、われわれの注目するメリーランド植民地への白人移民はどの程度の数に上ったのか。一六三四年間が三一、八〇〇人、一六八一年間が一七〇〇人間が一〇、八〇〇人との推計がなされている。これを西インドなども含む全英

領植民地への白人移民全体のなかで見るならば、前者の期間で一二・一%、後者で一三・四%となり、一七世紀を通して一割以上を占めていたことがわかる⁽³⁾。ヴァジニアへの白人移民と比べても、そのおよそ半数に相当する規模である。さらに、メリーランドへの一六八〇年までの移民三一、八〇〇人の内訳を推計するならば、自由移民三割、年季契約奉公人七割⁽⁴⁾——流刑囚は一七世紀には稀れ——と考えられ、やはり奉公人の割合は圧倒的である。しかもこの自由移民のなかにはヴァージニアで解放された奉公人も多数含まれていたことから、両者合わせたチエサピック地域全体としては、年季契約奉公人の割合は八五%程度にまで達すると推定される。つまり少なくとも一六八〇年代以前の段階では、奉公人こそ「タバコ植民地」への典型的な移民形態だったのである。

彼らの入植動向は、人頭税のデータなどから窺い知ることができると、長期トレンドとして見るならば、一六八〇年代頃を境に増加から減少へと転じており、それは先に示したメリーランドへの白人移民の推計値にも映し出されている。このような動向の背景には彼らの出自や移住契機などが関連しているが、拙稿すでに詳述したため、ここでは繰り返さない。彼らの多くが下層民出身の若い独身男性であり、本国での職にあぶれて、いわゆる「ライフサイクル・サーヴァント」の延長として、植民地へ移住した点のみを確認しておきたい⁽⁵⁾。

しかしここで年季契約奉公人と一口に言っても、彼らが植民地に

おいて、さらに二種類に区分されたことに留意する必要がある。正式なインデンチュア契約(年季奉公契約)を結んだ年季契約奉公人と、契約を結んでいない「非年季契約奉公人(unindentured servant)」である。一七世紀におけるその比率は、五六・五対四二・五と推計されている⁽⁶⁾。インデンチュア契約とは、照合の必要から証書に刻み目⁽⁷⁾が付けられたことに起因する名称で、史料にその初期の書式を見出すことができる。

「」の契約はチャールズ[国王陛下]の御代()年()月()日、(奉公人名、以下甲)と(主人名、以下乙)との間で交されるものである。甲はこの捺印証書契約によって乙及び乙の遺言執行人・相続人に対し、以下のことを認める。すなわち今回の航海もしくは次回の航海で本国からメリーランドへ到着するまで、甲は乙に身柄を委ね、メリーランド到着後は()年間、同植民地の慣習に従って乙及び乙の相続人のもとで働く。但しそは甲に対し渡航費の支払いを保証し、また上記の年季期間中、衣食住その他、生活必需品を与えるものとする。また年季終了時に乙は甲に対し、同植民地の慣例に従って一年分のトウモロコシと五〇エーカーの土地を与えるものとする。甲と乙は本日ここに署名し、これを証する。(証人名)の立会いのもと、捺印、作成する。(捺印)⁽⁸⁾

非年季契約奉公人とは、」のような正式な契約を交わさずに植民地へ赴き、結局渡航費が支払えず、「植民地の慣例("Custome of the

表2 非年季契約奉公人の法定年季期間(年)

年齢	非年季契約奉公人		③年季契約奉公人	差 (②-③)
	①	②		
15歳未満	*	—	—	—
15歳	7	7	7.08	△0.08
16歳	7	7	6.19	0.81
17歳	7	7	5.62	1.38
18歳	6	6	5.10	0.90
19歳	6	6	4.65	1.35
20歳	6	6	4.38	1.62
21歳	6	6	4.17	1.83
22歳以上	5	6		

①1661-5年の男性非年季契約奉公人（女性の場合は1年減ずる）および1666年以降の女性非年季契約奉公人の法定年季期間。②1718-59年の非年季契約奉公人の法定年季期間。③1718-59年の男性年季契約奉公人の実際の平均年季期間。* : 22歳まで

William H. Browne, et al., eds., *Archives of Maryland*, 72 vols., to date (Baltimore, 1883-), 1: 409-410, 2: 147-148; Lois G. Carr & Lorena S. Walsh, "The Planter's Wife: The Experience of White Women in Seventeenth-Century Maryland," *WMQ* 34 (1977): 551-552; Walsh, "Servitude and Opportunity," 113; David W. Galenson, "British Servants and the Colonial Indenture System in the Eighteenth Century," *Journal of Southern History* 44 (1978): 62-63より作成。

Country"」に従って定められた年季期間、奉公した者を指す。その入植年齢に応じた法定年季期間は表2の①、②に示したとおりであるが、年季契約奉公人の実際の年季期間（③）と比べると、一五歳の場合を除いていずれも若干長くなっているのが特徴といえる。ただしその差異はあまり大きなものではない。彼らは年季契約証書を残していないため、本国側の史料からその数や出自を探ることはできないが、メリーランドにおいては一六六一年以降、非年季契約奉公人を雇用したプランターに対しても、郡役所で奉公人の法定年季期間を確認する義務が課されており、これがまとめた史料となり

得る。これを用いたJ・ウォルシュやR・メナード、P・クレメンスらの研究によると、その時系列はやや不鮮明ながら、正規の年季契約奉公人とほぼ同じく、一六八〇年代以降減少に転じている。¹³⁾ 非年季契約奉公人と正規の年季契約奉公人との違いで最も目立つ点は、その年齢構成であろう。非年季契約奉公人は全体として若年層が厚く、特に一六八〇年代以降は一〇代が大部分を占めている。¹⁴⁾ この事実をもって、非年季契約奉公人の出自を正規の奉公人よりも低く評価する研究者もいるが、これはむしろインデンチュア契約の普及度の問題と解すべきであろう。¹⁵⁾ つまり正式な年季奉公契約を交すという慣行が、必ずしも奉公人の増大と歩調を合わせて展開せず、この慣行にあぶれた者——若者に多い——が非年季契約奉公人となつたのであって、一六八〇年代以降は契約慣行が若年層に対しても浸透し、さらに二〇歳以上の者は、多くが正規の契約を交して植民地に渡るようになつたのである。こう捉えると、非年季契約奉公人も正規の奉公人も、その出自や移住契機において大きな差異はなく、相互に補完しあつて広い意味での年季契約奉公人層を構成していたと見なせよう。ただし非年季契約奉公人には実態として若年者が多いことから、技術習得率も低く、奉公人層の底辺に集中していた可能性も否定できないが、社会階層として両者を分離することは不可能であろう。時系列データで彼らがほぼ同じ動きを示すのも、こう考えると自然に首肯できる。したがって、特に区別が必要な場合を除いて、年季契約奉公人（もしくは奉公人）の語を非年季契約奉公人

をも含む広い意味で用いることは、その同質性を背景とした正当な用法であることを、ここで確認しておきたい。

さて彼ら奉公人は、プランテーションにおいてもっぱらタバコ栽培に従事したわけだが、その年季期間中の労働条件とはどのようなものだったのだろうか。じつはこの点に関して、同時代史料の証言には著しい矛盾が認められる。

「年季期間中、奉公人は病氣やシーツニングなど様々な難儀に山のように出くわすのであり、また悪い主人が暴君のように、この哀れな者たちをこき使うのである。……奉公人としてひどい目に会うよりも、……インディアンと結婚する方がまだましである。」⁽¹⁷⁾

「彼ら（奉公人）はこの地（メリーランド）で、またヴァジニアで、さらにあの忌まわしいタバコを栽培しているすべての地で、何とか生きてゆかざるを得ない。……この飽くことを知らない貪欲な植物は、彼ら哀れな奴隸たち（奉公人の意）の血の汗を餌として、自らを養うのである。」⁽¹⁸⁾

このような否定的な意見がある一方で、次のような肯定的・楽天的な証言も見られる。

「奉公人の従事する労働はそんなにきついものではなく、また本国における農民や職人の労働のように長時間にわたるものでもない。冬にはほとんどましくは全く仕事をする必要はない、日の出前や日没後に働くこともない。また猛暑の夏には、日中

五時間ほど休んだり、眠ったり、体を動かしたりするのである。土曜日の午後は彼らの自由時間である。祝日は遵守されており、安息日は礼拝に費やされている。……第一に我々はキリスト教徒であり、第二に人々は法の下で暮らしているのであるから、奉公人同様、主人も自らの義務を果たすことを強いられるのである。……衣食住すべては、奉公人の契約とこの植民地の正義とが等しく要求しているものなのである。」⁽¹⁹⁾

「（本国から）遠く離れた植民地のなかで、ここメリーランドは奉公人の不満の種が最も少ない植民地である。夏のあいだは一週間のうち五日と半日が労働に割り当てられており、この二ヶ月間は太陽が激しく照りつけておれば、昔からの慣習的な特権によって家のなかでの三時間の休息が認められ、畑仕事をする者に対してこの特権が拒絶されることはない。一二月、一月、二月と続く冬の三ヶ月間は、暖炉で燃やす木を切る以外、これといって仕事はない。ただ獵の腕前がよければ、これを楽しめる。すべての奉公人は銃を持っているので、その使い方を知っているか、また知っていないとも習う意志さえあれば、火薬と弾の続く限り、休日や娯楽の時間に獵ができるのである。」⁽²⁰⁾

後者の文章を著したオルソープは、ボルティモア卿のスポーツマン的性格が強く、さらに次のようにも述べている。

「多くの人々の心の中に、そして不条理な性向の中に、年季奉公という便利で必要な限られた期間に対しても、かくも偏狭な

わだかまりがあるというのは、いったいどういうわけであろうか。……あちら側（植民地）へ移住した者は公開の奴隸市場で売られ、馬のように荷車を引いているというような戯言をメリーランドに対して言う者がいるが、非常にばかばかしい間違いであって……わたしはこのようなことが決して見出され得ないとを確信している。⁽²⁵⁾

彼は年季契約奉公人の本国での評判について、故郷の父に宛てた書簡の中でも同様の意見を開陳している。

「この植民地（メリーランド）の奉公人は、本国においてお喋り屋の庶民たちによって、あたかも奴隸であるかのごとく吹聴され、辱められていますが、実際にはロンドンの大部分の徒弟よりも自由人らしく暮らしているのであり、生活必需品の不足はなく、各々の能力に応じて非常によい待遇を受け、また尊敬されているのです。」

彼の証言を必ずしも額面どおりに信用するわけにはいかないが、奉公人の権利が法廷において保護されていたことは確かであり、仮に主人が不法・不正を行はたらい場合、奉公人はしばしば裁判所に訴えて勝利を勝ち取っている。⁽²⁶⁾ また奉公人が何らかの罰を受ける場合でも、基本的に財産を持たない彼らに罰金の支払い義務はなく、主に年季延長や、さらに手取り早い方法として鞭打ちが用いられたが、その鞭打ちについてもメリーランドの法律は、主人の恣意的な行使を厳しく戒めている。⁽²⁷⁾ これらのことから、奉公人の現状は本

国での悪評ほどひどくなかったといえよう。むしろプランターや監督官の鞭以上に彼らを恐怖させたのは、先の証言のなかでも言及され、また別稿でも論じたシーザーニングである。⁽²⁸⁾ この高死亡率の危機を無事くぐり抜け、平均四年間の年季を務め上げることができれば、いよいよ解放となる。

解放給与（freedom due）は、通常は年季契約証書に明記されているが、正式な契約書を交わしていない非年季契約奉公人の場合でも、「植民地の慣例」として付与が保証されるきまりとなっていた。いくつかの規定例を種々の史料からまとめたのが表3である。①は先に見た年季契約証書のフォーマットに記されている規定で、『メリーランド報告』に掲載されているものである。植民の最初期のせいか、かなり曖昧な内容となっている。②、③はメリーランド植民地議会の議事録に記されている規定⁽²⁹⁾、④は植民地裁判所の文書に収録されているもので、いずれも非年季契約奉公人に対する規定であるが、条件は契約奉公人と同程度のレベルに設定されていると考えられることから、当時の解放給与一般的の詳細を——あくまで原則であるが——窺い知ることができる。とくに②では被服関係の品目が男女別に分けられ、明瞭に記されている。この法令には土地に関する規定が見当らないが、前後の①や③、④などでは明記されており、ここではあえて言及されなかつたと考えるのが自然であろう。③はトウモロコシについてのみ男女で規定が異なり、男性は三バレル、女性は一年分とされている。これは女性のトウモロコシの消費

表3 奉公人の解放給与

① (1635年)	② (1638年)		③ (1640年)	④ (1648年)	lb.	⑤ (1666年)	⑥ (1699年)	⑦ (1715年)	
								<男性>	<女性>
	<男性> 新しい モンマス帽： 1	<女性> 新しいウェスト コート： 1		キャップもしくは 帽子： 1	30			新しい帽子： 1	キャップ（ホワイ ト・リネン）： 2
	新しいスーツ： 1	新しいスモック： 1	上等のスーツ (カージーもしく は広幅織)： 1	新しい服 (フリー ズのスーツ等)： 1	120	スーツ： 3		上等のスモック (カ ージーもしくは広 幅織)： 1	新しいウェストコ ート (やや厚手も しくはペニストン)： 1
	新しいシャツ： 1	新しいペティコ ート： 1	シャツ (ホワイト ・リネン)： 1	シャツ： 1	30			新しいシャツ (ホ ワイト・リネン)： 1	ペティコート (同 上)： 1
	新しいスモック： 1	奉公時に付与し た服							エプロン (ブルー ・リネン?)： 1
	新しいストッキ ング： 1	新しいストッキ ング： 1	新しいストッキン グ： 1	ストッキング： 1	39			新しいストッキン グ： 1	ストッキング
	新しい靴： 1	新しい靴： 1	新しい靴： 1	靴： 1				新しい靴： 1	靴
	鋤 (盛土用・除草用)： 各 1		鋤： 2	鋤 (広幅・狭幅)： 各 1	40	農具		鋤： 2	
トウモロコシ： 1年分	斧： トウモロコシ： 3 バレル		斧： 1	斧： 1	20	その他の必需品		斧： 1	
			トウモロコシ： 3 バレル (女性の 場合、1年分)	トウモロコシ： 3 バレル	150	トウモロコシ： 1年分		トウモロコシ： 3 バレル	トウモロコシ： 3 バレル
土地： 50エーカー			土地： 50エーカー (少なくとも 5 エ ーカーは植え付け 可能)	土地： 50エーカー	—	土地： 50エーカー		トウモロコシ： (20シリング)： 1	

量・必要量が男性よりも少ないことを配慮した結果と想像される。

⑤は、すでに触れたオルソープの手になるパンフレット『メリーランド植民地の特色』にみられるもので、やや曖昧な点もあるが、ほぼ法規に沿った正確な内容を読者に伝えている。⑥、⑦はメリーランド植民地議会の議事録に記載されている法令であるが、この頃にはすでに年季契約奉公人の数自体が減少し、黒人奴隸の大量導入が始まっていた。⑥は「トウモロコシもしくは銃」についてのみ述べられているところから、銃に関する追加規定と考えられる。銃は以前の条文には一切触れられていなかつた品目である。⑦にもあるように銃は男性向けで、女性はこれに相当する品目として、従来どおりのトウモロコシを付与されたと考えられる。この⑦では銃についてさらに詳しい規定が定められている。(一) 銃身の長さが三・五フィート以上、四フィート以下であること。(二) 主人は治安判事の臨席する場で、解放する奉公人に銃を手渡すこと、(三) この義務を果さなかつた主人はタバコ五〇〇ポンドの罰金を支払うこと、(四) 解放された奉公人が一年以内にこの銃を売却・処分した場合は、同額の罰金を支払うこと(罰金の半分は植民地政府へ、半分は情報提供者に与えられる)、との条文である。またこの⑦には土地に関する規定が見当らないが、これは②の場合と異なり、おそらくは実際に土地付与の規定がはずされていたものと考えられる。すでにこの時期、人頭税の制度が廃止され、代わって保証金制度が導入されており、これに対応した規定と捉えることができよう。

さて以上みてきた解放給与の条件は、あくまでも規定であり、現実と乖離している可能性も否定できない。そこで土地とそれ以外の条件に分けて、現実の解放給与の状況についてみてみよう。まず土地以外の解放給与であるが、これについては具体的な金額を算定することも可能である。たとえば④の文書には土地を除く査定額(タバコ重量ポンド表示)が示されているが、その合計は四二九重量ボンドとなつており、これに当時のタバコ農場価格(一ポンド当たり一・二ペニス)を掛けると、三一ポンド一八シリング八ペニスとなる。またG・メインの推計によれば、一六九七年以前の一〇例の平均で約三・三ポンド弱、一六九八年一七一五年の三三一例の平均で三・五ポンド弱と算定されており、特に一七世紀は物価も安定していたと考えられてことから、一八世紀初頭までほぼ一定額の支給が確認される。しかし最大の関心事ともいえる土地についてはどうなのだろうか。実はこの土地付与の規定は、実際にはほとんど機能していなかつたことが判明している。⁽³³⁾ まず、土地付与といつても、主人が実際に奉公人に与えたのは「五〇エーカーの土地の権利」に過ぎなかつた。解放された奉公人——解放奉公人(ex-servant)——は、植民地政府の事務局(Secretary's Office)へ出頭し、主人の解放証書を提示して「土地の権利」を証明し、植民地当局から土地の交付を受けたのである。その交付手続きは複雑で、ほぼ次のような手順を踏んだ。①申請の事実を事務局が土地下付登記簿(Land Grant Records)に登録、②土地測量監督官(Surveyor General)宛ての土地測量許

可証 (warrant) を事務局が申請者に対し発行 (許可証の有効期限は三ヶ月)、③測量官 (surveyor) によるによる実地の測量、④測量官の作成した証明書を事務局へ提出、⑤事務局において総督の署名・印璽の入った土地下付証書 (patent) を申請者に対し発行。なお、一六八〇年には新たに土地登記局 (Land Office) が設置され、事務局から土地登記関連の業務のみを引き継いで、これに特化することとなつ⁽³⁵⁾。このような土地付与の手続きは人頭権による土地付与の場合と基本的には同様であり、いずれも各段階で手数料が必要とされた。たとえば植民地建設初期には、②に二〇重量ポンドのタバコ、③に一〇〇ポンド、⑤に二四〇ポンドといった具合である⁽³⁶⁾。しかもこのようにして交付された土地は、大部分が奥地の處女地——特に瀑布線を越えれば「探検」の様相すら帶びる——もしくは劣等地であって、水運の便も悪く、多大の資本を投下して土地改良を施さない限り、経済効率は甚だ劣悪であった。地味・水運とともに良好な低地帯の土地は早くから入植が進んでおり、人頭権を悪用したブローカー（船長、商人、植民地の役人など）が大規模な土地投機、買い占めをおこなつていたからである。結局、解放奉公人にとつて交付地とはしばしば無用の長物にも等しいものとなり、わざわざ事務局へ出頭する者は決して多くなかつた。たとえ出向いたとしても直ちにブローカーへ権利を譲渡し、また土地測量許可証を得た者も、実際に奥地に入植したケースは少ない。次にあげる史料はある解放奉公人（トマス・プロクサム）が解放給与として与えられた

た土地の権利を、ブローカー（ウイリアム・ジョーンズ）に譲渡したことなどを記した証書である。

「一六七三年一一月一四日、ドーチェスター郡のトマス・プロクサムが来局、当植民地における年季奉公の解放給与として与えられた土地五〇エーカーの権利を証明す。本証書により私トマス・プロクサムは、当植民地における年季奉公の解放給与として与えられた土地五〇エーカーに関するすべての権利及び利益を、同郡のウイリアム・ジョーンズへ売却譲渡することを証する。ウイリアム・ジョーンズ及び彼の相続人・遺言執行人に対しても、永久にこれを保証する。署名捺印し、これを証する。一六七三年一一月一四日、トマス・プロクサム、（捺印）。証人、ジョン・グリッゲズ、エドワード・ウイリアムズ。

同日 (Eodem die) ドーチェスター郡のウイリアム・ジョーンズに対し、五〇エーカーの土地測量許可証が発行された。この土地は、当植民地における年季奉公の解放給与としてトマス・プロクサムに与えられたものであり、トマス・プロクサムの譲渡によってウイリアム・ジョーンズが得たものである。証書有效期限 (Cert: ret.): 次年二月一四日⁽³⁷⁾

このようなブローカーによる土地投機という現実のなかにあって、解放奉公人たちが土地を獲得するための最も一般的な手段とは、湾区・河川沿いの土地を「購入」することであった。しかし十分な資金の蓄積のない彼らが、解放後直ちに土地を購入することは、現実

問題として不可能と言わざるを得なかつた。あつとも、年季期間中でも資本蓄積が可能であると説く同時代史料も存在する。

「勤勉な奉公人であれば、年季期間中でも、解放までに合法的に一財産築くことが可能である。……奉公人は自分自身の牛・ブタ・タバコを得て、立派に暮らせるようになるのである。しかししながらこれは……勤勉と愛想のよさによって獲得されるはずのものであつて、決して怠惰や、粗野な行為によつてなされるものではない。」

つまりこの著者自身がはからずも認めているように、このような例は必ずしも一般的ではなく、また仮にいくらかの資金を貯蓄することができたとしても、これだけで土地購入に十分というわけではなかつた⁽³⁾。土地を持てなければ、解放奉公人はヨーマン・プランターとは成り得ない。しかし再び奉公人に戻ることなど到底考えようもない。まさに彼ら解放奉公人は、過渡的で不安定な存在であった。その心情の一端は、たとえば次の証言から窺い知ることができる。「私はあなたと同じく、今や首枷から解き放たれているのですが、この状態はあまり楽しくもないし、大して得でもあります。自分の将来がどうなるのかわからないのです。年季奉公の鎖につながっていた間は、生活全般にわたつて面倒を見てもらつていたのですが、今やすべて自分でせねばならず、……金のない自由とは、通風にかかる男のようなものです。踏み出す一步一步が苦痛を与えるのです。」

このようななかで彼らが選んだ選択肢が、ライフサイクルの一階梯としての「住込み人」だったのである。住込み人についてはすでに別稿で論じたが、彼らは他人の世帯に同居しながら契約労働者や賃金労働者として働き、土地購入資金の蓄積を図つたのである。こうした彼らの努力、すなわちプランターへの上昇転化の試みは、社会全体としてみた場合、成功を収めたと言えるのだろうか。それとも何らかの阻害要因が作用したのであろうか。次章では、土地財産の獲得という経済的側面に焦点を絞つて検証してみたい。

二 社会的流動性

解放奉公人はプランターへと容易に上昇転化できたのか。もっと広く言うならば、メリーランド植民地は移民にとっての「機会の土地」たり得たのかどうか。この問いに答えることは、すなわちメリーランド植民地社会の階層間の流動性——社会的流動性——について分析をほどこすことに他ならない。つまり社会的流動性を計量することによって、解放奉公人の動向が明らかになると同時に、プランター層をも含む社会全体の流動性の状況が解明されるのである。実際の計量に当たっては、二方面からのアプローチが求められよう。ひとつは経済的基盤に関するもので、解放奉公人や中小プランターたちがどの程度まで土地財産の獲得に成功したのかを考察し、経済的な側面から流動性を計る。いまひとつは社会的威信に関するもの

で、中小および大プランター（解放奉公人から上昇転化した者も当然含まれる）がどのような公職に就くことができたのか、またそれを保持し、さらには子孫に引き継ぐことができたのかどうかを分析し、社会的・政治的側面から流動性を計量する。両者ともすでに拙稿で論じたテーマであるが、本稿では前者について再考することで、社会的流動性の具体的状況を再確認したい。

土地財産獲得の難易度を計量するためには、期間を一定に区切って特定のコーホートを抽出し、その何パーセントが獲得に成功したかを調べればよい。原則的にはコーホートの規模が大きくなるほど分析結果の信頼性は高まるが、いくつかの理由からもっぱら男性のみを対象とせざるを得ないことは、あらかじめ指摘しておく必要がある。⁽⁴³⁾ 以下、主にメナードやウォルシュらの研究を手がかりとして、時代順に見てゆきたい。

まず、一六四二年以前に年季契約奉公人としてメリーランド植民地へ入植した二七五名を取り上げる。もちろんこれは史料的に確認され得る者の数であり、当然ながら移民の総数ではない。ともあれ彼らのうち、シーズニングを無事くぐり抜け、解放奉公人として再び記録に現れるのは一五八名である。そのうち一四名は解放後一〇年以内に死亡し、二五ないし二七名は他の植民地へ再移住、二五名は史料から消える。一〇年以上メリーランドに留まり、さらに史料的に追跡可能な者は九一一九四名である。このなかで最終的に土地所有者となれたのは七九一八名であり、初期のコーホート（二七

五名）の約三〇%、解放奉公人の約五〇%、解放後もメリーランドで労働に従事した者の約八五%が、土地を得てプランターへの上昇転化に成功している。彼らは土地獲得までに平均七・五年を要し、大土地を積み重ねた者も一部にはいたが、大部分は土地所有規模五〇一四〇〇エーカーの平均的なヨーマン・プランターとなつた。しかしこの八五%という数値は、極めて高いと言わねばならない。つまり一六四〇年代のメリーランドは、高い社会的流動性を有した文字どおりの「機会の土地」だったのである。

一六四〇年代末から一六五〇年代初頭を対象とした同様の分析を見ると、入植した一三七名の年季契約奉公人のうち、解放奉公人として記録に出てくる者は七二名、さらに土地所有者となった者は五六名で、解放後もメリーランドに留まつた者の約七五%がプランターへの上昇に成功している。つまり、依然として高い流動性が維持されていたことがわかる。

しかし一六六〇年代から七〇年代にかけて、様相が大きく変わり始める。一六六一一七九年に非年季契約奉公人としてメリーランドの低地帯、チャールズ郡に入植した一七九名のうち、解放奉公人となつたのは五八名、そのうち一〇年以上当地に留まつた者は四八名、さらに土地所有者となつたのは一七一二名であった。⁽⁴⁴⁾ つまり初期コーホートの約一〇%、解放奉公人の約三五%、解放後も当地で労働に従事した者の約四〇%しか、プランターへの転形を果たせなかつたのである。また別の研究でも、一六六九一一六八〇年にメリーラ

ンドで解放された奉公人（約三、七五〇名）のうち、プランターや職人になれた者は六一二%であったことが判明している。⁽¹⁾一六六〇年代以降、特に早くから入植の進んだ低地帯南部では、社会的流動性が低下し始めたのである。しかしメリーランド植民地での全体像を把握するためには、その地域差を考慮に入れる必要があり、実際、入植・開発の遅れた「東海岸」のタルボット郡では、一六七〇年代でも中小プランター（ヨーマン・プランター）から大プランター（ジェントリ）への上昇が十分に可能であったことがわかる。⁽²⁾つまりメリーランド全域における社会的流動性の低下は、一六八〇年代以降としなければならない。⁽³⁾

それではこの低下した社会的流動性は、その後、再び改善されることはないかたるうか。まず、一六五八年一一七〇五年の間にチャールズ郡に入った奉公人一、三八七名について見てみよう。⁽⁴⁾彼らのうち、解放奉公人として確認できるのは二一六名、さらに解放後一〇年以上当地に留まり、経済的地位が判明する者が一〇三名である。そのなかで、比較的小規模なプランター（土地所有面積二〇〇エーカー程度）になった者が三一名、中規模のプランター（二五〇一六〇〇エーカー）になれた者が二八名、大プランター（一、三〇〇エーカー以上）が五名である。コホートの採取期間が長いので必ずしも一六八〇年代以降の状況のみを表しているとは言い難いが、解放奉公人の約三〇%しかプランターへ上昇できなかつたことが判明する。⁽⁵⁾このような社会的流動性の低下傾向は、時系列データ

表4 メリーランドにおける奉公人の上昇可能性

入植時期	(A)	(B)
1642年以前	58	58-59
1648-52年	53	57-60
1658-74年	26	49
1675-79年	29	30
1680-89年	23	18
1690-1705年	10	0

(A)：自由人として史料に登場する者の割合 (%)

(B)：(A)のうち、土地を購入できた者の割合 (%)

Kulikoff, "Tobacco and Slaves," 99 より作成。

で見るさらに明瞭となる。表4は、すでに述べたメナードやウォルシュらの研究成果を踏まえた上で、それにさらにデータを加えるかたちで A・キュリコフがまとめたものである。特に一六七〇年代後半から一八世紀初頭にかけて奉公人の社会的上昇の機会が縮小し、流動性が低下してゆく様子がはつきりとわかる。そしてこの傾向は一八世紀を通じて、少なくとも独立革命に至るまで大きな改善が認められず、さらには中小プランターの子ども（息子）が親の資産を維持できず、没落するケースすら確認される。⁽⁶⁾また以上の考察は、プランターという、いわば「農業部門」に関するものであったが、職人や商人、専門職などの「非農業部門」もしくは「農業兼業」の場合でも、同様の状況が見出せる。⁽⁷⁾つまりメリーランド植民地社会全体において、流動性の低下が一六八〇年代以降、一貫して認められるのであって、これは逆に言えば、植民地時代を通じて社会の固定化が進行していったのだと解釈できよう。一六六〇年代、同時代人のオルソープは、次のように自信を持って断言できた。

「そのあらかじめ定められた期間、年季の頑木を忍耐によって耐え抜き、さらに引き続き数年間、努力を惜しまないならば、彼らは主人となれるであろう。メリーランドは讃

美され当然である。……まこと意志さえあれば、克服できないものなど何もないものである。⁽⁵⁵⁾

「当地（メリーランド）の奉公人は快適に年季期間を過ごすのであるが、解放後はさらにより良い生活を送ることができる。」しかし一七七〇年代、同時代人の証言はまったく様変わりしてしまう。

「かつてメリーランドは貧しき者にとってすばらしい国であった。しかし今や人で満ち溢れ、土地にはすべて所有者がおり、土地からの収穫もぎりぎりのところまで来ている。……白人の奉公人は、解放後、食べるるものもなく、國中をさまようのである。⁽⁵⁶⁾」

それでは何故、土地財産に関する社会的流動性は一六八〇年代以降、低下したのであるうか。根本的な原因として指摘され得るのは、すでに別稿で論じた「人口転換」——移民の流入に支えられた「移民社会」から、ネイティヴ（植民地生まれの白人）の自然増に基礎を置く「ネイティヴ社会」への転換——であろう。⁽⁵⁷⁾種々の人口動態・静態指標を総合的に考察することで、一六八〇年代からネイティヴ社会が形成されたことが確認され、フロンティア的な「辺境入植地」から成熟した「植民地社会」への変容、すなわち社会の固定化・自律化が、人口という最も基礎的な要因によって理解され得るのである。しかし一六八〇—一七一〇年代に限定して直接的な原因を探るならば、最大の商品作物たるタバコをめぐる経済状況の悪化、

とりわけタバコ価格の低下をあげることができよう。

つまり解放奉公人や借地農は不況の影響を直接被り、土地購入のための資金蓄積

が非常に困難になったのである。しかも一七二〇年代にタバコ経済が回復期に入った時には、すでに人口転換はひととおり完了しており、以後、ネイティヴ人口の爆発的増大によって人口圧は上昇の一途をたどった。そのため著しい地価の上昇がもたらされたのである（図1参照）。

未開地がまだ十二分に存在しているにもかかわらず地価が上昇したのは、前章でも触れたように、初期に植民された低地帯の地味の良い土地、海岸・河岸沿いの土地が求められたからである。⁽⁵⁸⁾さらにブローカーによる土地投機も地価の上昇に拍車をかけた。解放奉公人・借地農たちは、結局この上昇する地価を克服できなかつたのである。もともと同じように経済的に貧しくとも、親から何らかの財産を受け継ぐことのできたネイティヴは、まったくのゼロからスタートする解放奉公人よりは有利な立場にあった。⁽⁵⁹⁾つまり解放奉公人——とりわけ非戸主の住込み人——こそ、社会的流动性低下の最初にして最大の犠牲者だったと言うことができよう。

おわりに

いまひとつの社会的流動性的指標、すなわち公職の獲得という社会的威信の側面から流動性を計量した場合も、土地財産とほぼ同様・同時期の低下現象が確認される。⁽⁶⁰⁾メリーランド植民地というひとつ

図1 メリーランドにおける地価の時系列データ (1エーカー当り)

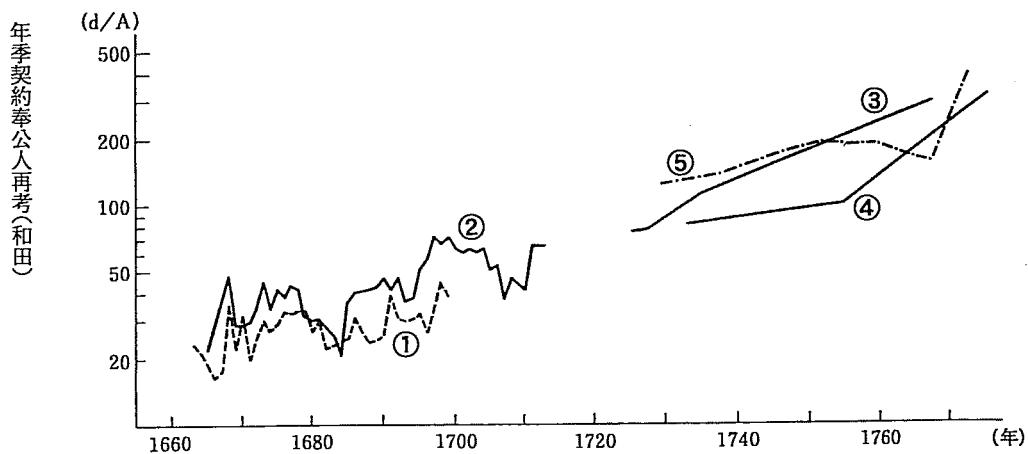


図1 メリーランドにおける地価の時系列データ (1エーカー当り)

番号	対象となる郡	通貨	デフレート	典拠
①	A, B, C, K, S, T	T→S		Wyckoff, "Land Price," 85; Menard, "Economy and Society," 475-6.
②	T	T→S		Ibid.; Clemens, <i>The Atlantic Economy</i> , 74, 226.
③	T	C	x	Ibid., 231; Menard, "Economy and Society," 158.
④	P	—	x	Kulikoff, "The Economic Growth," 280-1.
⑤	A	S→C	x	Earle, <i>The Evolution of a Tidewater Settlement System</i> , 210-11.

[郡] A : アン・アランデル郡、B : ボルティモア郡、C : チャールズ郡、K : ケント郡、

P : プリンス・ジョージズ郡、S : サマセット郡、T : タルボット郡。

[通貨] T : タバコ、S : スターリング、C : カレンシー。デフレートはハリスの物価指数表を用いた。

の社会を対象としているのであるから、異なる切り口によって同様の結論が導き出されるのはむしろ自然であり、故なしとしない。そしてこれらの事実から、次のように言うことが許されよう。すなわち、年季契約奉公人としてメリーランドに入植した資産も地位もない下層の若者が、平均四年間の年季奉公を経て解放後、土地財産および公職を獲得してプランターへと上昇することができたのは一六八〇年代頃までであって、それ以降は少なくとも当植民地においては、彼らの社会的上昇の道は極めて困難なものとなつたのである。つまり、メリーランド植民地が貧しき者にとって真の意味で「機会の土地」たり得たのは、入植が開始された一六三〇年代から一六八〇年代までのほぼ六〇年間であつて、以後、独立革命に至るまで社会の固定化が進行し、「機会」は急速に失われていったのである。入植者にとって魅力の減じた——すなわち「ブル要因」の低下した——この植民地に、かつてのよう多く年の年季契約奉公人がやって来ることはなかつた。不足する強制労働力を確保するため、大プランターたちは禁斷の果実に手を伸ばす。黒人奴隸の大量導入が開始される

のは、流動性の低トが確實となつた一六九〇年代からである。

史料は、植民地議会による正式に認めた帰化者のみを調べ
アーチストなど、船越所ノミルヤ事實上認められた者も含めねど、
表記の数はいづれか、だん増へる。

註

- (1) 指稿「メコーラハニ植民地社会の展開——労働力転換を觀む」コレ
——」(『西洋史学』第一四三号、一九八六年)
- (2) 不自由移民ハシード、モルヒーネン・ナーセルが書いた書簡が、
「ヘボンのメイツ出身者が中心にこの話を除けば、制度的な差異は
年率契約奉公人と大差はない。(川北穂『民衆の大英帝国——近世ヘ
ギリス社会とアメリカ移民——』(新波書店、一九九〇年)、19頁)
- (3) Russell R. Menard, "British Migration to the Chesapeake
Colonies in the Seventeenth Century," in *Colonial Chesapeake
Society*, ed. Lois G. Carr, Philip D. Morgan and Jean B.
Russo (Chapel Hill, 1988), 102, 105 など計算。終底の多くが大
国からやって来た人々であるが、「カトリックの難民所」たるメリ
ランの場合は、外国人の帰化の問題も重要である。一六八九年以前
は土地所有者になると自動的に帰化が認められたが、以後は議会法
の定めによつた。メリーランド植民地議会が認めた帰化者は、一六
八九年以前は八四名、以後一七二八年までが八七名である(ただし)
個人名と家族名を附む。Carroll T. Bond, ed., *Proceedings of
the Maryland Court of Appeals, 1695-1729* (Washington, D.
C., 1983), ix-x)。また、"Early Maryland Naturalizations,
etc., from Kilty's Laws" の表(Gaius M. Brumbaugh,
*Maryland Records: Colonial, Revolutionary, County and
Church from Original Sources*, vol. 2 (Lancaster, Pa., 1928),
311-313)によれば、一六〇〇年から一七〇〇年代までは、
出港する船の数、大体一隻あたり約二三十人程度である。ただし、
- (4) Russell R. Menard, "Economy and Society in Early Colonial Maryland" (Ph.D. diss., University of Iowa, 1975), 218.
- (5) Lois G. Carr & Russell R. Menard, "Immigration and Opportunity: The Freedman in Early Colonial Maryland," in *The Chesapeake in the Seventeenth Century: Essays on Anglo-American Society*, ed. Thad W. Tate & David L. Amerman (Chapel Hill, 1979), 206-207.
- (6) 年率契約奉公人の入植回数は限られる集計データは、本國版では年率
契約証書(後述)から、ヨーロッパ系では人頭税やセムネン契
約の登記のリストなど得られぬ。ただし年率契約証書は、年率
契約奉公人全体の高々五〇%をカバーするだけのものしか現存しない
が、(David W. Galenson, "White Servitude and the Growth
of Black Slavery in Colonial America," *JEH* 41 (1981): 45)
特にノーサウースター地域へ流入した奉公人の場合は、最大規模を誇るヘ
リバーナーの中央(一六五〇-一六六年)ヒューストン・ダラスを含むなど
を、
James Horn, "Servant Emigration to the Chesapeake in the Seventeenth Century," in *The Chesapeake in the Seventeenth Century*, ed. Tate, et al., 53-54) が人頭税の引
タは一六八一年まではしか得られないが、土地測量許可証(後述)も、(1)
入植時と土地測量時のタイミング、(2)入植場所と測量場所が大きめ
離れてくるケース、(3)人頭税の測量しない場合もある、などの理由
から、(1)の傾向は高くない(Carville V. Earle, *The
Evolution of a Tidewater Settlement System: All Hallows's
Parish, Maryland, 1650-1783* (Chicago, 1975), 53)。
- (7) Menard, "Economy and Society," 157.

- (∞) だんべりの次の記述中は非常に示唆的である。「多くのキリスト教徒は、仕事や技術や学問を学ぶために、また生活の糧を得るために、ある特定の期間、奉公しなければならない」とか、「多くの者がこのとて私は確信している。……しかし他の者が、自分の多くは不満に満ちたときに状態がいかないといふ間に上るわけじやないか」などれば「私はやむむづくベリーハンズ煙草屋へ向へるが爲めに」(George Alsop, *A Character of the Province of Maryland* (London, 1666) in *Narratives of Early Maryland, 1638-1684*, ed. Clayton C. Hall (New York, 1910, rep., 1967), 354.)

(⑨) Lorena S. Walsh, "Charles County, Maryland, 1658-1705: A Study of Chesapeake Social and Political Structure" (Ph.D. diss., Michigan State University, 1977), 481; id., "Servitude and Opportunity in Charles County, Maryland, 1658-1705," in *Lau, Society, and Politics in Early Maryland*, ed. Aubrey C. Land, Lois G. Carr and Edward C. Papenfuse (Baltimore, 1977), 129.

(⑩) [Andrew White?], *A Relation of Maryland* (London, 1635) in *Narratives of Early Maryland*, ed. Hall, 99-100 や『主の主の煙草屋』(煙草屋の運営・民人の需要・烟草貿易などを扱った書類) 故意に年季奉公契約を結ばなかつた類や、この精神 "spirit" によると、わたしたちの「たゞおひいき」は、想像は難い。

(⑪) Walsh, "Charles County," 23, 26.

(⑫) Id., "Servitude and Opportunity," 114; Menard, "Economy and Society," 416. Paul G. E. Clemens, *The Atlantic Economy and Colonial Maryland's Eastern Shore: From Tobacco to Grain* (Ithaca, 1980), 53.

(14) たゞ一、二の歳以上的年季奉公契約奉公人の実際の年季期間は短かったが、トマホーク族があつて船役所に出向かなければならなかつたのである。

(15) Menard, "Economy and Society," 414-415.

(16) Walsh, "Servitude and Opportunity," 113-114.

(17) 1. 由来の如きの「スコットランド人による植民地の土地開拓者たち」への移入によって、ロードアイランズ煙草屋の土地開拓者たち

(18) ロードアイランズ煙草屋の「スコットランド人による開拓者たち」の「スコットランド人による開拓者たち」 Gloria L. Main, *Tobacco Colony: Life in Early Maryland, 1650-1720* (Princeton, 1982), 115.

(19) John Hammond, Leah and Rachel, or, *The Two Fruitful Sisters, Virginia and Maryland* (London, 1656) in *Narratives of Early Maryland*, ed. Hall, 290, 292.

(20) Alsop, *A Character of the Province of Maryland in Narratives of Early Maryland*, ed. Hall, 357.

(21) *Ibid.*, 354, 357.

(22) *Ibid.*, 378. 煙草の日本史 | 大正九年。

(23) 指定地 Archives of Maryland, 10: 401 など。

(24) 記載の回数は 10 回以上である (Archives of Maryland, 4: 35-39)。たゞ一歳以上の「目回数」が「相場」である。

- 指摘をあげ (Main, *Tobacco Colony*, 113)°
- (25) 抽稿「一七・一八世紀ノ米タゞハ殖民地ニシカム人口と家族」
〔和題訳同譜『近代ヨーロッパの探求②・家族』(“ネルヴァ書簡”
一九八八年) 所収〕, 十二—十四頁
- (26) A Relation of Maryland, 99.
- (27) ④ Archives of Maryland, 1: 80, ⑤ ibid., 1: 97.
- (28) Ibid., 5: 361, 471.
- (29) Also, A Character of the Province of Maryland, 358.
- (30) ④ Archives of Maryland, 28: 445, ⑤ ibid., 30: 286.
- (31) 一六四七卅一四八年的平均額 U.S. Bureau of the Census,
Historical Statistics of the U.S. Colonial Time to 1970
(Washington, D.C., 1975), 1198 参照。
- (32) Main, *Tobacco Colony*, 117.
- (33) Abbott E. Smith, "The Indentured Servant and Land Specu-
lation in Seventeenth-Century Maryland," AHR 40 (1934):
467-472; Russell R. Menard, "From Servant to Freeholder:
Status Mobility and Property Accumulation in Seventeenth-
Century Maryland," WMQ 30 (1973): 49.
- (34) Smith, "The Indentured Servant," 469; Clemens, *The Atlantic Economy*, 71; Bond, ed., *Proceedings*, ix.
- (35) Ibid.
- (36) Aubrey C. Land, *Colonial Maryland: A History*, 23-25;
- Clemens, *The Atlantic Economy*, 70-73.
- (37) Smith, "The Indentured Servant," 469. "Cert: ret;" ④ Certifi-
cate retained ④ 留め、十地測量期限、正確には土地測量証が附
けられた測量證明書の取扱期限の意である。また、該田は前記に
述べた通り。
- (38) Hammond, Leah and Rachel, 292.
- (39) 解放奉公人の資本蓄積状況ノウニトザ Carr & Menard, "Im-
migration and Opportunity," 222 参照。
- (40) いわゆるハーブが本国の元に宛てた書簡等 (一七一一年~)。
- Alisop, A Character of the Province of Maryland, 383.
- (41) 抽稿「西部殖民地ニシカム種族構造」〔和題訳大半の部研
究論集〕一一五 (一九九六年), 五一六頁。
- (42) 抽稿「メラーラン植民地社会の展開」, 第三章。
- (43) 理由ハシトザ ④女性奉公人は解放後ハビリテ婚嫁ナシケーブが然レ
姓が変わリ妻的的追跡が難シ, ⑤前註“婚姻のみが女性奉公
人はハシトザの社会的上昇の鍵アリ”だ, さうがあざれ。
- Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 233)°
- (44) Id., "From Servant to Freeholder," 37-57.
- (45) Russell R. Menard, P. M. G. Harris and Lois G. Carr, "Op-
portunity and Inequality: The Distribution of Wealth on the
Lower Western Shore of Maryland, 1638-1705," MHM 69
(1974): 169-184.
- (46) Menard, "From Servant to Freeholder," 57-64. 奴隸制契約奉
公の平均年齢や解放組合など出頭の年率契約奉公人と出でて大差が
ないハシトザ、専らに論議や指摘した。したがハシトザ ハーブの
示す社会的流動性の強さは、この集團田地の特性(非年率契約奉公
人ハシトザハテ無限)と原因がある。ナドサハ、前註のメラーラ
ハス社会のハシトザの要因についてもハシトザの點論やだ。
- (47) Smith, "The Indentured Servant," 470-472.
- (48) Clemens, *The Atlantic Economy*, 101.
- (49) Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 233.
- (50) Walsh, "Servitude and Opportunity," 115-128.
- (51) シベリアへハシトザハスナリハシトザトニトゾ、一九〇一～〇四年
度ノハシトザした所の社会的上昇は共産化困難な事だ。また、奴隸制

- (53) 公海賊を理解しないチャーチィング（植民地社会）の主人と奉公人との間の心理的・経済的格差が拡大していったことが指摘されている（ibid., 124-125, 127-128）。
- (54) 一方、大プランターの地位は、その所領を確實に維持しており、上層の固定化が進行したことがわかる。Alan L. Kulikoff, "Tobacco and Slaves: Population, Economy, and Society in Eighteenth-Century Prince George's County, Maryland" (Ph.D. diss., Brandeis University, 1976), 134-135, 141-142. なお、一六八〇年代以降は年俸契約奉公人の数個体が減少するのに、解放奉公人の動向の追跡は非常に困難となる。またその意義も減る。したがって一八世紀におけるアーリーハンター（中小ハッター）の動向から社会的流動性を観察するにはむづかしい。
- (55) Walsh, "Charles County," 229-235.
- (56) Aisop, *A Character of the Province of Maryland*, 355.
- (57) Ibid., 358-359.
- (58) ヤヘル・スニード郡とタルボット郡の状況を観察したイエラベ奈士・マーティン・ヤズワードの論述（David C. Skaggs, "Maryland's Impulse toward Social Revolution, 1750-1776," *JAH* 54 (1968): 774-775）。
- (59) 抽稿「スニード・タルボット郡社会の展開」、據1章、抽稿「一七一八年以降ノ北米タバコ植民地における人口と家族」、第1節、抽稿「南部田人社会の安定化」（歴史学研究会編『南北アメリカのHCOO 年（據1卷）「地主」との遭遇』（青木書店、一九九一年）、一九八二一一〇頁）。
- (60) 抽稿「タバコ植民地経済の展開——独立革命への経済的前提——」（『史林』第七〇巻・第五号、一九八七年）参照。
- (61) Earle, *The Evolution of a Tidewater Settlement System*, 59;
- (62) Kulikoff, "Tobacco and Slaves," 323-324.
- (63) やはり日々の耕作をこなせ、①タバコ栽培をやめたため、積み出しひは河川に面した土地が望まない、②馬車よりも舟による方がより容易に運搬・移動が可能、③内陸の森林地帯を開拓するのは物理的に困難、④奥地では先住民による襲撃の危険がある、などがあげられる。なお地価上昇による、大土地の売買もつゝ六十地市町の活络化が見られた。Ventrees J. Wyckoff, "Land Prices in Seventeenth-Century Maryland," *American Economic Review* 28 (1938): 82-88; Clemens, *The Atlantic Economy*, 74-79.
- (64) Carr & Menard, "Immigration and Opportunity," 234.
- (65) 抽稿「スニード・タルボット郡社会の展開」、據1章。